

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度設計積算システム用建設物価データ買入

2 契約の相手方

一般財団法人建設物価調査会

3 随意契約理由

本案件は、上記法人が平成 30 年度に発行（月刊・季刊）する「建設物価」等の掲載価格等を電子化したデータの買入を行うものである。

本市では請負工事の積算に当たって、材料単価等については、「建設物価」と一般財団法人経済調査会が発行する「積算資料」との両方に掲載されている場合、両者を比較して廉価な方を採用することになっている。

当局が運用する設計積算システムでは、両誌の電子データを使用して材料単価等を比較し、単価データベースに登録・更新等を行っている。そのため、上記法人が発行する「建設物価」等の電子データは、請負工事の積算に必要不可欠なものである。

また、当該データは、上記法人が著作権を所有していることから、他から入手して使用することは不可能である。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度 設計積算用 自治体版土木工事積算基準データ借入

2 契約の相手方

一般財団法人日本建設情報総合センター

3 随意契約理由

本案件は、平成30年度「国土交通省土木工事標準積算基準書」を電子化したデータの借入を行うものである。

当局では土木請負工事の積算に当たって、「国土交通省土木工事標準積算基準書」を使用しているが、本借入データは、その「共通編」、「河川・道路編」、「電気通信編」、「機械編」の積算歩掛や工種体系等を電子データ化したものである。

当局が運用する設計積算システムは、当該データを使用して毎年度改訂される積算基準データを更新する仕様となっているため、当該データは工事積算に必要不可欠なものである。

また、当該データは、上記法人のみが作成・提供することが可能となっており、その利用は上記法人との1年単位のレンタル契約のみに限定されている。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 工務課(工務)